

令和4年度諮問（情）第8号
答申（情）第111号

「里親手当の運用に関する文書（令和2年2月）の公文書部分開示
決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4（2022）年8月24日付けで、「令和2（2020）年2月に厚生労働省家庭福祉課措置係に確認した内容が分かる物」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に対して、令和2（2020）年2月18日付で作成された「電話（口頭）記録書」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 公文書部分開示決定

本件公文書には、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する情報が含まれることから、当該部分を非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を令和4（2022）年9月5日付で行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4（2022）年10月31日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年3月13日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 本件審査請求の理由

非開示とできるようにあえてそのような記録で作成したものであり、不当回答である。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件公文書の性質について

本件公文書は処分庁である栃木県保健福祉部こども政策課職員が令和2(2020)年2月18日に厚生労働省こども家庭局家庭福祉課措置係職員に対して電話により疑義照会の上確認した内容に係る電話口頭記録である。

2 非開示部分について

本件公文書には、A団体（以下「A」という。）職員の名前が記載されており、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当することから、当該部分を非開示とした。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書の特定について

審査請求人が本件開示請求で求めたものは、「令和2(2020)年2月に厚生労働省家庭福祉課措置係に確認した内容がわかるもの」である。

実施機関が特定した本件公文書には、栃木県保健福祉部こども政策課職員が令和2(2020)年2月18日に厚生労働省こども家庭局家庭福祉課措置係職員に対して電話により疑義照会の上確認した内容が記載されている。

したがって、実施機関の公文書の特定は妥当であったと認められる。

3 本件処分について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

実施機関は、第4の2のとおり、対象公文書に記載されているAの職員の氏名部分を非開示とする本件処分を行ったため、この妥当性について以下検討する。

(1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別できるもの」は同号ただし書に該当する情報を除き、非開示にすると規定している。

また、当該ただし書は、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、それぞれ本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 本文該当性について

当審査会において、インカメラ審理を行ったところ、実施機関が非開示とした部分には個人の名字が記載されており、また、非開示部分の直前には「Aの」という記述があり、当該個人がAの職員であることがわかる。

この「Aの」という記述及び名字（以下「識別情報」という。）により特定の個人を識別することができるため、識別情報は条例第7条第2号本文の非開示情報に該当する。

(3) ただし書該当性について

識別情報は、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」及び「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれにも該当しない。

また、Aの職員は公務員等ではない。

したがって、識別情報は、条例第7条第2号ただし書に該当せず、非開示情報である。

(4) 非開示範囲について

条例第8条第1項は、公文書の一部に非開示情報が記録されていても、当該情報が記録されている部分を容易に区分することができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨、同条第2項は、第7条第2号の情報が記録されている場合、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、同条第1項の規定を適用する旨、それぞれ規定している。

実施機関は、識別情報のうち名字部分のみを非開示としているが、これは条例第8条第2項に規定に基づいて最小限の範囲を非開示としたものと認められることから、非開示とした範囲に問題はない。

(5) まとめ

したがって、Aの職員の名字部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、里親手当の支給停止に対する不服等を種々主張しているが、いずれも本件処分の妥当性の判断とは関係がない。

5 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年3月13日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年5月16日 (第46回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和5(2023)年6月20日 (第47回審査会第2部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第2回審議
令和5(2023)年7月10日 (第48回審査会第2部会)	・ 審査請求人の意見聴取 ・ 第3回審議
令和5(2023)年8月17日 (第49回審査会第2部会)	・ 第4回審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 菌 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	第2部会部会長

(五十音順)